

上尾市「埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」等に基づく事業開始等の協議及び報告等に関する実施要領

（令和５年２月１５日）
福祉事務所長決裁

（趣旨）

第１条 この要領は、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年１２月埼玉県条例第２２号。以下「県条例」という。）、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則（令和２年３月埼玉県規則第２８号。以下「県規則」という。）及び埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の設備及び運営に関する基準等について（令和２年３月３１日付け社福第２６７５-２号埼玉県福祉部長通知。以下「県基準」という。）に基づき、被保護者等住居・生活サービス提供事業を市内で開始しようとする者（以下「事業者」という。）が、福祉事務所長と行う協議及び報告等に関し、必要な事項を定める。

（事前協議）

第２条 事業者は、県基準第１２章第１項の規定に基づき、福祉事務所長と施設の開設趣旨、設備、運営及び生活保護等について、事前協議依頼書（第１号様式）を提出し、協議することとする。

２ 事前協議依頼書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は運営団体の概要が示されているもの
- (2) 事業計画書
- (3) 施設入所規程及び入所契約書様式
- (4) 建物の案内図、平面図、立面図
- (5) その他福祉事務所長が必要と認めるもの

３ 福祉事務所長は、事業者から事前協議依頼書が提出された場合、施設の開設趣旨、設備、運営及び生活保護等について事業者と協議を行い、当該協議の内容等について、事前協議書（第２号様式）により事業者へ通知することとする。

４ 当該協議結果に係る記録については、事業者が協議結果等記録書（第３号様式）により記録し、福祉事務所長に提出すること。

(近隣住民説明の報告)

第3条 事業者は、県基準第12章第2項により、近隣関係住民に対し説明を行ったときは近隣住民等説明報告書(第4号様式)を福祉事務所長に提出すること。

(協議等文書の保管)

第4条 福祉事務所長は、事業者から提出された文書を適切に保管することとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。